

令和7年杉並区教育委員会規則

[illegible]

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年1月8日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 1 号

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

杉並区教職員住宅規則（昭和 4 5 年杉並区教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項の表中

「	月額 6 8，5 0 0 円	を	月額 7 1，5 0 0 円	「	に改める。
	月額 3 4，2 0 0 円		月額 3 5，7 0 0 円		
」				」	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
(使用料)			(使用料)		
第13条 住宅の使用料は、次のとおりとする。			第13条 住宅の使用料は、次のとおりとする。		
名称	種類	使用料	名称	種類	使用料
杉並区荻窪教職員住宅	家族住宅	月額 71,500円	杉並区荻窪教職員住宅	家族住宅	月額 68,500円
	独身住宅	月額 35,700円		独身住宅	月額 34,200円
2 及び 3 略			2 及び 3 略		